

平成30年4月から

☎健康保険課保険係 ☎801-5821

国民健康保険のしくみが変わりました

これまで国民健康保険は市町村ごとに運営されてきましたが、制度改革により平成30年4月から都道府県も運営に加わることとなりました。今後も資格取得・喪失の窓口手続や保険給付、保険税(料)の賦課徴収など、加入者の皆さまに身近な業務は市町村が行いますが、広域化に伴い次のような点が変更されます。

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります

国民健康保険は、「平均年齢が高く医療費水準が高い」「小規模保険者が多い」などの構造的な問題があり、市町村単位での運営では財政が不安定になっていました。都道府県が財政運営の責任主体となることで、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。また、都道府県は国保運営方針を定め、市町村の事務の効率化、広域化などを推進していきます。

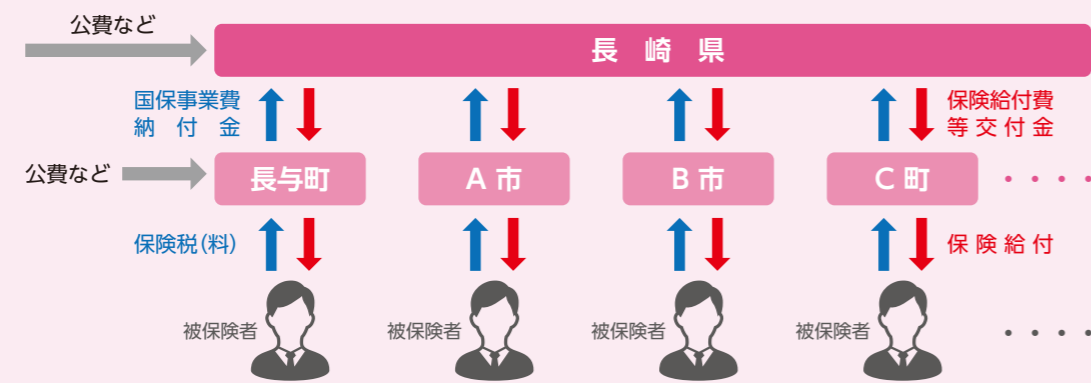
保険給付のしくみ

これまでは、長与町が保険税などを財源として保険給付を行っていましたが、今後は県から交付される保険給付費等交付金をもとに全額支払います。

国民健康保険税のしくみ

これまでは、町で必要な保険給付費などから保険税を算定していました。今後は県が市町ごとの医療費水準や所得、被保険者数、世帯数などから国保事業費納付金を決定し、さらに他の事業費を考慮して市町ごとの標準保険料(税)率を算定します。町は、それらを参考にして国民健康保険税を決定します。

平成30年度からの国保財政の仕組み



被保険者証が変わります

●被保険者証様式

資格の県単位化により、平成30年8月1日の一斉更新時から県で様式が統一され、「長崎県国民健康保険被保険者証」となります。(7月31日まで現在の被保険者証が使用できます)

●国保の資格取得・喪失について

「資格取得」と「資格喪失」は県単位となるため、県内市町間の転入・転出では資格が継続されます。転出地では「適用終了」、転入地では「適用開始」という呼び方になります。(転出・転入時にはこれまで通り国保の届出が必要です。被保険者証には市町での適用開始年月日が記載されます)

●70歳以上の方は高齢受給者証を提示する必要がなくなります

これまで70歳以上の被保険者の方には、被保険者証とは別に「高齢受給者証」が交付されていましたが、被保険者証に負担割合も記載されるようになるため、高齢受給者証は必要なくなります。(7月31日までは高齢受給者証が必要です)

県内で転出・転入したときは高額療養費の該当回数が引き継がれます

平成30年3月まで…町外へ転出した場合、高額療養費の多数回該当を判定するための該当回数は引き継がれませんでした。また、転出地・転入地のそれぞれの市町村で自己負担限度額まで負担する必要がありました。

平成30年4月から…県内他市町へ転出した場合には、世帯の継続性が認められれば高額療養費の該当回数が引き継がれます。また、転出地・転入地それぞれの市町で、自己負担限度額は2分の1、世帯合算基準額も本来の額の2分の1(10,500円)になるため、自己負担額の軽減につながります。

※高額療養費の多数回該当…過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当している場合、4回目以降は高額療養費の自己負担限度額が引き下げられます。

葬祭費変更のお知らせ

☎健康保険課保険係 ☎801-5821

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときに葬祭執行者へ支給される葬祭費について、平成30年4月から下記のとおり変更されます。

国民健康保険

町では3万円が支給されていましたが、広域化に伴い県内統一の2万円に変わります。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療広域連合から2万円、町から1万円が支給されていましたが、国民健康保険の支給額変更に合わせて、町からの支給はなくなります。

◆葬祭費の請求方法

下記のを準備のうえ役場健康保険課へ申請してください。

- ・会葬礼状
- ・振込先預金通帳

※上記以外の健康保険などに加入している方が死亡した場合は、ご加入の健康保険などにお問い合わせください。

交通事故発生状況

	2月中			本年累計(対前年比)		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
長与町	7	0	9	13 (0)	0 (0)	16 (0)
時津町	13	0	16	19 (-4)	0 (0)	23 (-6)
県下	351	2	426	724 (-115)	6 (2)	912 (-165)

※交通事故相談
長崎県交通事故相談所 長崎市万才町4-12(日本生命ビル旧館1階)
☎824-1111 内線3776・3777 9時~16時(土日祝日は休み)



平成28~29年度 一般家庭からのもやせるゴミ排出量の比較

月	排出量 (t)					1人1日当たりの量 (g)		
	28年度		29年度		累計増減	28年度	29年度	月別増減
	月別	累計	月別	累計		月別	月別	
4	626	626	608	608	-18	491	477	-14
5	699	1,325	703	1,311	-14	530	534	4
6	581	1,907	624	1,935	29	455	490	35
7	594	2,501	610	2,545	45	450	464	14
8	588	3,089	625	3,170	82	446	475	29
9	568	3,657	578	3,749	92	445	455	10
10	559	4,216	622	4,370	154	423	473	50
11	566	4,782	556	4,926	144	442	437	-5
12	614	5,396	587	5,513	117	464	447	-17
1	563	5,959	592	6,105	146	425	452	27
2	487	6,446	473	6,578	132	408	400	-8
3								
2月末現在	月別平均	累計	月別平均	累計	累計の増減	1日平均	1日平均	1日平均の増減
	586	6,446	598	6,578	132	453	464	11

4月から2月までのゴミ排出量を、平成28年度と比較して約132t、1人1日当たり平均で約11gのゴミが増加している計算になります。

みんなで分別減量化! 活かそう資源!

- 生ごみの水切りに、ご協力をお願いします。
- 雑紙は、貴重な資源となります。もやせるゴミに入らずに、自治会の資源物回収点または町内6か所の常設倉庫へ出すようお願いします。

◆雑紙とは

カタログ、パンフレット、お菓子の箱、包装紙、カレンダー、ノート、本、コピー用紙などになります。汚れた紙類、ティッシュペーパー、キッチンペーパー、写真などは、もやせるゴミに出してください。

生ごみを出す際は、水気をしっかり切って捨てるようにしましょう。無駄な買い物を控え、食べ残しを無くすなどのご協力をお願いします。



「みんなでやればい!ごみの減量・再資源化!」